

週休 2 日推進工事積算要領

令和 6 年10月

静岡県

目 次

1. 概要	1
2. 労務費	1
3. 機械賃料	2
4. 市場単価	3
5. 標準単価	6
6. 施工パッケージ型積算方式の積算単価	8
7. 間接工事費における週休2日の補正の計算	9

1. 概要

建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。

直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す4種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ・ 労務費 ※公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。
なお、業務委託等技術者は対象外とする。
- ・ 機械賃料
- ・ 市場単価
- ・ 土木工事標準単価

上記の「労務費」「機械賃料」「市場単価」「土木工事標準単価」について、補正済み単価の計上方法を記載する。

なお、工事区分により補正の対象は下記のとおりとする。

【土木工事標準積算基準書により積算する工事】

- (1) 月単位の週休2日の場合
- (2) 通期の週休2日の場合

【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】

4週8休以上の場合

【土地改良工事積算基準により積算する工事】

4週8休以上の場合

【治山林道必携により積算する工事】

- (1) 4週8休以上の場合
- (2) 4週7休以上、4週8休未満の場合
- (3) 4週6休以上、4週7休未満の場合

2. 労務費

週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

規定の週休2日の補正の種類により、労務費に乘じる週休2日の補正係数は以下となる。

【土木工事標準積算基準書により積算する工事】

- (1) 月単位の週休2日：1.04
- (2) 通期の週休2日：1.02

【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】

4週8休以上：1.04

【土地改良工事積算基準により積算する工事】

4週8休以上：1.02

【治山林道必携により積算する工事】

- (1) 4週8休以上：1.05
- (2) 4週7休以上、4週8休未満：1.03
- (3) 4週6休以上、4週7休未満：1.01

労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。 (港湾・漁港工事) 補正式で計算した値に対し、 <u>整数1位四捨五入の端数処理</u> を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。 (港湾・漁港工事) 補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>整数1位四捨五入の端数処理</u> を行う。

3. 機械賃料

機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}$$

規定の週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

【土木工事標準積算基準書により積算する工事】

- (1) 月単位の週休2日：1.02
- (2) 通期の週休2日：1.02

【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】

4週8休以上：1.02

【土地改良工事積算基準により積算する工事】

4週8休以上：1.02

【治山林道必携により積算する工事】

- (1) 4週8休以上：1.04
- (2) 4週7休以上、4週8休未満：1.03
- (3) 4週6休以上、4週7休未満：1.01

機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

4. 市場単価

市場単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

市場単価は施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休2日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の市場単価} = \text{市場単価} \times \text{週休2日の補正係数} \times (\text{加算率} \cdot \text{補正係数})$$

【補足説明】

市場単価は施工条件により、加算額が適用される場合がある。

加算額の単価の構成（機・労・材）は工種により異なるが、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。

週休2日の補正の種類により、市場単価に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

【土木工事標準積算基準書により積算する工事】の場合

工種	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期※	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

※【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】は、上表の月単位の補正係数を適用する。

※【土地改良工事積算基準により積算する工事】は、上表の通期の補正係数を適用する。

【治山林道必携により積算する工事】

工種	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接工)		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02

港湾工事市場単価に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

工種	補正係数 4週8休以上
底面工	1.03
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

市場単価の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。

5. 標準単価

標準単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。
補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の標準単価 (小数点以下切り捨て)} = \text{標準単価}^* \times \text{週休2日の補正係数}$$

※標準単価＝ 物価資料 (Web建設物価、積算資料電子版) の平均価格 (小数第1位を四捨五入)

週休2日の補正の種類により、標準単価に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

【土木工事標準積算基準書により積算する工事】の場合

工種	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期※	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウル管) 設置工		1.02	1.03

※【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】は、上表の月単位の補正係数を適用する。

※【土地改良工事積算基準により積算する工事】は、上表の通期の補正係数を適用する。

【治山林道必携により積算する工事】の場合

工種	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05

6. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械経費（賃料）・市場単価を用いて以下の式により算出する。

$$\begin{aligned}
 P' = P \times & \left\{ \left(\frac{K1r}{100} \times \frac{K1s'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3s'}{K3t} \right) \times \frac{Kr}{K1r + K2r + K3r} \right. \\
 & + \left(\frac{R1r}{100} \times \frac{R1s'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4s'}{R4t} \right) \times \frac{Rr}{R1r + \dots + R4r} \\
 & + \left(\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1s}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4s}{Z4t} \right) \times \frac{Zr}{Z1r + \dots + Z4r} \\
 & + \left(\frac{S1r}{100} \times \frac{S1s'}{S1t} + \dots + \frac{S4r}{100} \times \frac{S4s'}{S4t} \right) \times \frac{Sr}{S1r + \dots + S4r} \\
 & \left. + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Sr}{100} \right\}
 \end{aligned}$$

【補正式における単価及び構成比】

	東京単価（円） （東京・基準年月）	静岡単価（円） （静岡・積算年月）	静岡単価（円） （週休2日補正後）	構成比 （%）
機械経費（賃料）	K1t～K3t	K1s～K3s	K1s'～K3s'	K1r～K3r
労務費	R1t～R4t	R1s～R4s	R1s'～R4s'	R1r～R4r
材料費	Z1t～Z4t	Z1s～Z4s	—	Z1r～Z4r
市場単価	S1t～S4t	S1s～S4s	S1s'～S4s'	S1r～S4r

P：標準単価（東京地区・基準年月）

Kr：機械経費の構成比の合計（K1r+K2r+K3r）

Rr：労務費の構成比の合計（S1r+…+S4r）

Zr：材料費の構成比の合計（Z1r+…+Z4r）

Sr：市場単価の構成比の合計（S1r+…+S4r）

※K1s'～K3s'は、賃料のみ週休2日補正が適用される。

7. 間接工事費における週休2日の補正の計算

週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う。

(1) 共通仮設費率

規定の週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

【土木工事標準積算基準書により積算する工事】

- (1) 月単位の週休2日：1.03
- (2) 通期の週休2日：1.02

【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】

4週8休以上：1.02

【土地改良工事積算基準により積算する工事】

4週8休以上：1.02

【治山林道必携により積算する工事】

- (1) 4週8休以上：1.04
- (2) 4週7休以上、4週8休未満：1.03
- (3) 4週6休以上、4週7休未満：1.02

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

①共通仮設費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

共通仮設費率（補正前）の式

$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r ：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

P ：共通仮設費対象額 A, b ：工種毎に決まる係数

②共通仮設費率（補正後）*

$$\text{②共通仮設費率（補正後）} = \text{①共通仮設費率（補正前）} \\ \times \text{施工地域補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

ただし、港湾工事標準積算基準書により積算する工事においては、以下となる。

$$\text{②共通仮設費率（補正後）} = \text{①共通仮設費率（補正前）} \\ \times \text{海上輸送に要する補正值} \\ + \text{施工地域・工事場所区分補正值} \\ \times \text{小数点第3位四捨五入2位止め}$$

③共通仮設費率（週休2日の補正後）*

$$\text{③共通仮設費率（週休2日の補正後）} = \text{②共通仮設費率（補正後）} \\ \times \text{週休2日の補正係数} \\ \times \text{小数点第3位四捨五入2位止め}$$

*土地改良工事積算基準により積算する工事において、共通仮設費率（週休2日の補正後）計算式は以下の計算式とする。

$$\text{共通仮設費率（週休2日の補正後）} = \text{①共通仮設費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \\ \times \text{週休2日の補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入 2位止め

【補足説明】

③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。土地改良工事積算基準により積算する工事においても同様とする。

(2) 現場管理費

規定の週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

【土木工事標準積算基準書により積算する工事】

- (1) 月単位の週休2日：1.05
- (2) 通期の週休2日：1.03

【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】

4週8休以上：1.03

【土地改良工事積算基準により積算する工事】

4週8休以上：1.05

【治山林道必携により積算する工事】

- (1) 4週8休以上：1.06
- (2) 4週7休以上、4週8休未満：1.04
- (3) 4週6休以上、4週7休未満：1.03

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

①現場管理費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率（補正前）の式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

J_o ：現場管理費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

$N p$ ：現場管理費対象額 A, b ：工種毎に決まる係数

②現場管理費率（補正後）*

$$\text{②現場管理費率（補正後）} = \text{①現場管理費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \\ + \text{施工時期補正值} \\ + \text{砂防・地すべり工事補正值}$$

※小数点第3位四捨五入 2位止め

ただし、港湾工事標準積算基準書により積算する工事においては、以下となる。

$$\text{②現場管理費率（補正後）} = \text{①現場管理費率（補正前）} \\ + \text{施工地域・工事場所区分補正值}$$

※小数点第3位四捨五入 2位止め

③現場管理費率（週休2日の補正後）＊

$$\text{③現場管理費率（週休2日の補正後）} = \text{②現場管理費率（補正後）} \times \text{週休2日の補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入 2位止め

＊土地改良工事積算基準により積算する工事において、現場管理費率（週休2日の補正後）
計算式は以下の計算式とする。

$$\text{現場管理費率（週休2日の補正後）} = \text{①現場管理費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \times \text{週休2日の補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入 2位止め

【補足説明】

③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。土地改良工事積算基準により積算する工事においても同様とする。